

家政学研究連絡委員会報告

現代における家族の問題と家族に関する教育

平成9年6月20日

日 本 学 術 会 議

家政学研究連絡委員会

現代における家族の問題と家族に関する教育

第16期日本学術会議家政学研究連絡委員会

第16期家政学研究連絡委員会では「家族に関する研究」を検討課題とし、登録各学会の協力を得て研究・討議を重ねてきた。

今日、日本の家族・家庭は様々な困難な問題を抱えている。それらは、離婚や家族の離散、家族の精神的乖離や家庭内暴力、高齢化と単独世帯の増加、不公平な家事労働と介護負担など、数え上げれば限りがないほどである。

近年、社会問題となっている晩婚化、少子化は、多くの病根を抱えた家族・家庭が、若者にとって魅力となり得ていないことと無縁ではなからう。後継世代の減少は、高齢社会を支える勤労世代の負担増加にとどまらず、労働人口の減少、消費市場の縮小、産業の空洞化等を連鎖的に誘導し、社会全体の活力を失うことに繋がりがかねない重大な問題である。

今こそ健全な姿の家族・家庭を創造することが急務である。そのためには、男性・女性を問わず、人間として健全な発達を保障する仕組みの構築に、社会のあらゆる領域、分野で取り組む必要がある。

本報告は、このような認識に立って、家政学各分野の研究成果を基にまとめたものである。

すなわち、本報告では第1に、子供の発達する環境としての家族・家庭とそこで営まれる暮らしの在り方の重要性と、現状における問題点を明らかにし、第2に、家族・家庭生活並びにそれをとりまく社会の諸場面に見られるジェンダーの不平等について整理し、第3には中学校・高等学校教員の意識から家族に関する教育上の問題点と、家族の人間関係を理解させることの重要性を指摘する。最後に全体を総括して、人間生活の基本となる健全な家族・家庭を取り戻し、活力ある社会を維持するために、緊急に取り組むべきこととして次の3つの提言を行う。

1. 子育ての社会化を進めるための社会システムの検討・整備
2. 家庭科の男女必修履修の充実・徹底
3. 公務員採用試験における家政学職の新設

周辺科学と関係諸機関におかれては、家政学と協同して、家族・家庭機能の強化に向けての諸制度の整備・改革と社会啓発に具体的に取り組まれることを期待するものである。

目次

・まえがき	1
(1) 本研究の趣旨	1
(2) 研究の具体的経緯	2
(3) 本報告の構成	2
・第1章 日本における家族・家庭生活の現状	4
(1) 父親・母親の生活と子供	4
(2) 食生活と家族　－子供を中心に－	6
(3) 子供の生活環境としての住まい	7
・第2章 日本における家族とジェンダー	9
(1) 家族内ジェンダー不平等は統計上どうあらわれているか	9
(2) 近代化・産業化の中での女性と家族	10
(3) 日本における夫からの暴力	11
(4) ジェンダーと高齢者ケアからみた家族	12
・第3章 家庭科における家族についての教育の現状と課題	15
(1) 家族の問題と家庭科教育	15
(2) 家族についての教育の困難性	16
・第4章 まとめ	18
(1) 子育て支援の強化	18
(2) 家庭科の男女必修履修を充実・徹底	19
(3) 公務員採用試験における家政学職の新設	20
・委員会等開催記録	22

まえがき

(1) 本研究の趣旨

家族* や家庭**の在り方は民族により社会により様々であり、また、いつの時代にも社会の変転の中で変化を強いられてきた。しかし、今日ほど家族や家庭の在り方についての問いかけが深刻である時代はなかったであろう。

日本の経済は、科学技術の急速な進展により加速度的成長を達成した。その結果、生活水準は著しく向上し、生活物資の質・量の豊かさがもたらされた。また食生活や医療の充実、環境衛生の向上により、日本は世界の最長寿国になるに至った。

このような経済・産業社会の急成長の中で、生活の諸相もまた、目まぐるしく変転してきた。家庭生活***、社会生活の側面を見ると、離婚や世代間の乖離、青少年犯罪や家庭内暴力の増加、少子化・高齢化、痴呆・寝たきり老人の増加など、さらに消費生活の面では、バブル的消費活動が進み、単に消費を享受するだけの非社会的経済活動や、資源・環境問題など、様々な問題が発生し堆積している。

高齢化を例にとって見れば、その急速な進展に対応して、社会福祉の方策は施設福祉から地域福祉との連携による在宅福祉へと転換の方向にあり、そこでは家庭の生活力が強く期待されているが、家族・家庭は様々な病根に脅かされており、少子化、晩婚化や単独世帯****の増加など、家庭の形成そのものが敬遠され、あるいは困難となる現象も増加している。

なかでも少子化、晩婚化は、多くの病根を抱えた家族・家庭が、若者にとって魅力の乏しい存在となっていることのあらわれであり、戦前のイエ制度を引きずった規範意識と、産業優先の社会風潮がもたらしたつけともいえ、今後の社会の活力維持のために早急に対策を講じるべき重要な問題である。

* 家族：夫婦を中核として、その近親の血縁者で構成される、食、衣、住等の日常的消費を共同する集団をいう。最近では、血縁のない人を含む家族、住居を共にしていない人を含む家族など、家族の範囲は個人の意識により様々に捉えられている。

** 家庭：家族が共にする生活の全体、または、生活の場をいう。英訳は House ではなく、Home であり情緒的要素を含む概念である。

*** 家庭生活：家族機能（性、生殖、教育、協同、生産、消費など）を遂行するための、家庭における具体的生活活動の全体をいう。

**** 単独世帯：世帯人員が1人の世帯。1960年約5%、1970年約10%、1980年約15%、1990年約20%と増加して来ている。

このような現状認識に立ちつつ、以下のような経緯を踏まえて、第16期家政学研究連絡委員会（以下本報告においては、原則として家研連と略す）は、検討課題として「家族」を取り上げた。

1994年は「国際家族年」であった。家研連登録学会の一つである（旧）日本家政学会（以下本報告においては、原則として家政学会と略す）では、「家族」問題検討特別委員会を設置し、家族の上に生じている諸問題の研究に取り組み、公開シンポジウムなどを開催するとともに、北京女性会議への代表者派遣、『転換期の家族 Families in Transition』の翻訳・出版など、活発な活動を展開した。家政学会はこれら一連の活動に関し国連から表彰されている。

これらの実績のうえに、家族を巡る価値観がますます多様化する現代において、男性・女性を問わず人間として健全な発達を保障するための家族の在り方についての討議は時代の強い要請であり、日本学術会議の研究連絡委員会の中では家研連こそが取り上げるべき課題であるとの認識に立って「家族に関する研究」を行うこととしたのである。

(2) 研究の具体的経緯

家政学会及び日本家庭科教育学会（以下本報告においては、原則として家庭科教育学会と略す）では、家研連の方針を受けてそれぞれ研究委員会を設置し、家政学会は子供、ジェンダー※などを切り口として、また、家庭科教育学会は家族に関する教育の面から調査研究を推進した。家研連では上記2学会の研究成果につき逐次報告を受け、討議・検討を行った（22・23頁参照）。その間、平成8年12月13日には、前半の研究成果を基に、「子どもと家族」というタイトルで、日本学術会議講堂において公開シンポジウムを開催し、広く教育界や一般市民に対し、子供を取り巻く家庭と社会の現状について問題提起を行った。本報告書は、これらの第16期における研究成果を総合して報告するものである。

(3) 本報告の構成

本報告は4章からなっている。

第1章「日本における家族・家庭生活の現状」では子供の発達する環境としての家族・家庭、並びに、そこで営まれる衣食住の在り方の重要性と、様々な調査を通して浮き彫りにされた問題点について論じ、改善策を整理する。

第2章は「日本における家族とジェンダー」と題し、家族内では家庭経済、生活時間、家事労働など、社会的には企業における就業形態、税制度、夫婦の姓の選択など、様々な場面で見られるジェンダーの不平等の実態について、調査結果等より明らかにし、状況改善に向けて取り組むべき事項を整理する。

※ ジェンダー：社会的、文化的に形成された性

第3章「家族についての教育の現状と課題」では、教育現場で活躍中の教員を対象に調査を行った結果等から、家族についての教育の実情と、家庭科の男女必修履修の意義、並びにその完全実施の必要性を論じる。

第4章では前章までの討議・考察を基に、家政学の立場から広く社会各層に向けて、活力ある社会を維持するために基本となる健全な家族・家庭を創造するために、社会的に緊急に取り組むべきことについて具体的な提言を行う。

第1章 日本における家族・家庭生活の現状

家庭は人間の生命が誕生し、家族を形成する場であり、人間の発達のうちで最も大切な乳幼児期を過ごす場でもある。家庭が家族の人間形成の場として果たしている役割の大きさは、改めていうまでもない。いじめ、不登校など子供たちを巡る問題も依然としてなくなり、最近の子供たちの社会性の不足、規範意識の低下、自立の遅れなども憂慮されている。家族の教育機能の低下の問題が指摘されてから久しいが、日本の家庭は家族、特に子供たちの人間形成の場として、どのような現状にあるのだろうか。

家庭はまた、食べる、着る、住むという人間の基本的な生活の場でもある。何を誰とどう食べているか、どのような住まいにどう住んでいるか、といったことから、日本の家族・家庭生活の現状を特徴づける重要な側面である。子供たちは、家庭におけるこれらの生活活動の繰り返しの中で、親の意図的、無意図的な影響を受けて成長する。子供たちの暮らしは、今どのような現状にあるのだろうか。

以下では、最近の家政学の研究から、現代の家族・家庭生活の現状について明らかにされたことを紹介し、こうした家族の現状が特に子供の人間形成に与えている影響について、幾つかの問題点と課題を明らかにする。

(1) 父親・母親の生活と子供

1) 子育て参加の少ない日本の父親

日本の高度経済成長は、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業体制の徹底によって推進された側面がある。父親は子供や家庭をふりすてた身軽さで長時間労働に従事し、子育てはもっぱら母親の仕事と考えられてきた。家政学者も参加した文部省の最近の国際比較調査によっても、日本の子育てが母親中心であり、父親の参加が少ない実態が明らかとなった。この調査は日本、韓国、タイ、アメリカ、イギリス、スウェーデンの0歳から12歳までの子供を持つ、父親または母親を対象としたものであるが、子供と一緒に過ごす時間は、日本の父親が6カ国の中でもっとも少なく、子供と一緒にすることがらの種類も最も少ない。せいぜいテレビをみる、食事をする、一緒に入浴する、同じ部屋で寝る、といった内容である。例えばアメリカの父親が、接触時間も長く、子供に仕事や趣味を教えたり一緒にしたりするなど、積極的な内容が多いことと対照的である。子供の食事の世話をする、しつけをする、悩み事の相談にのるのも、日本では主に母親がしており、他の国々では「両方がする」割合が比較的多く、子育てを夫婦で分担していることがうかがえた。日本の父親は、韓国の父親と同じく「生活費を稼ぐ」ことを主に分担している。

2) 母親の子育て不安

子供は自分の手で育てるのが良いことと考え、毎日子供とだけ向かい合っていて暮らす母親たちに、理由のわからない苛立ちや不安を訴える人が少なくない。子育ては自分の責任であると自覚をすればするほど、休息時間のない育児という仕事に対する疲労が蓄積していくのである。育児不安とは、「子供の現状や将来あるいは育児のやり方や結果に対する漠然とした恐れを含む情緒の状態」と定義される。児童虐待や母子心中など極端な病理現象の背景に、イライラや意欲の低下など、子育てを楽しめない育児不安の強い母親たちがいることを見過ごしてはならない。

幾つかの育児不安に関する研究から、母親の育児不安に影響を与える要因として第1に、父親の育児参加または育児に対する責任感の有無が挙げられる。「夫は子育てに責任を持っていない」、「子育てに夫を頼ることはできない」と感じている妻には育児不安の強い傾向がみられ、妻の就労、非就労に関わらず、「夫も一緒に子育てをしてくれている」と感じている場合には、妻の育児不安は少ない。母親の年齢や子供の数、家族形態などとの関連はみられない。

第2の影響要因は、「母親自身のネットワーク」と呼ぶことのできるものである。子供のことについて、家族以外の人と話す機会が少なく、近所との付き合いが狭く浅い母親は、育児不安が強くなる傾向がみられる。また社会活動・学習のために外に出る機会がある、趣味のために時間を割いている、などが育児不安を和らげていことが明らかにされている。育児期だからこそ、母親自身が広いネットワークをもつこと、むしろ子供から離れる時間をもつことが必要なのである。

3) 父親の育児参加はなぜ必要か

職場から疲れて帰る父親に「一緒に子育てを」と勧めても、現実には時間も気力もない場合が多い。さらに、個々の父親の意識の問題を越えて、社会的なコンセンサスがなければできにくい。父親の育児参加は、母親の育児不安を和らげ子育てを楽しめる状態にするだけでなく、子供と父親自身にもよい影響があることが明らかになりつつある。家政学と発達心理学の研究者による最近の研究では、父親の育児参加は子供の発達に良い影響があることを示している。平日、休日を問わず子供との接触時間が長く、また母親との育児の分担率が高いなど、育児をよく行っている父親の子供は、3歳半の発達調査の時点で、情緒や運動、言語など総合的に発達の状態が良いという結果を得ている。このような父親はマニュアル通りの行動をするのではなく、子供の行動に合わせた柔軟な対応ができるなどの特性をもっていることも明らかになった。子供と関わることにより、父親もまた人間的な柔軟性を発達させると考えられる。

子育てを父親と母親が共に担うということは、社会の意識の座標軸を変える

ことでもある。男性たちの生活と生き方の重点を「職場」からもっと「家庭」へ移すことである。男性も女性も、子育てを楽しむゆとりと楽しみをもつ社会でなければ、子供たちが健やかな心身の発達をとげることはできないであろう。

(2) 食生活と家族 —子供を中心に—

1) 子供の描く理想の食事像からみた「家族の食事」

今、子供たちの食生活を巡って、家庭での食の乱れや家族との関係が密でない状況など、問題点が多々指摘されている。食と家族の問題についての家政学のこれまでの研究から、子供たちが食事をどのようにとらえているかが明らかになっている。

首都圏の小学校5年生に対し、「家族が揃って食事をするということについて、どう思いますか」と発問し、4つの選択肢から回答を求めた。「とても大切なことなので、なるべく揃って食事をしたい」の回答者は56.5%いたが、一方「どちらでもよい」、「別々の方がよい」が合わせて14.5%を占めた。また「理想の夕食」をスケッチしてもらった結果、児童のほぼ6割がいわゆるレストランメニューを中心とした外食の食事を描き、家庭での食事の描写は極めて少なかった。家族がそろって食事をするということについて「別々の方がよい」と答えた群のスケッチでは、人が描かれていない絵や、人がいても表情が見えない絵が多いことに驚かされる。

2) 食の自立と孤食

近年、孤食化（食べる行動の個別化）が急速に進んでいる。ライフスタイルの多様化が、家族単位だけでなく家族内の個人単位でも進む中で子供たちは成長していく。孤食化のもたらす問題点を個人や家族で話し合い解決しようとするより先に、商業的対応が進み、その結果家族内での孤食化はいつそう加速される一面をもっている。

食の自立力とは、単に一人で食べられることではなく、家族の一員として、集団の一員として、地域社会の一員として、主体的に食と関わることである。食事の自立、自律的に食を営む力は、家族や仲間たちとの食の営みの中で、自分の食を相対化しつつ形成される。

孤食を肯定し、あるいは孤食に疑問を抱かない子供たちには、食の自立力が育まれていないといえる。日常的な食事作りに関する行動、すなわち、材料の購入、調理、盛り付け、配膳、保存などは、家族単位で行われる場合が多く、子供たちにとっては格好の学習の機会である。しかし、受験競争に忙しい子供たちには、このような学習の機会は十分生かされていない。また、従来から家庭科教育などで一般に進められてきた栄養教育では、栄養所要量も食品構成も目標値は1人1日当たりで表示され、「食事の目標」が1人単位となっている。教科書などでは「家族」の食事が強調されるが、体験的には学習できていない

ため、子供たちの意識の中に「家族の食事」像は十分には育まれにくい現状にある。例えば、様々な家族モデルについての献立例を考えさせるなども一つの工夫であろう。

(3) 子供の生活環境としての住まい

住まいは子供にとって重要な生活空間である。子供が両親、あるいは、それに代わる養育者とひとつ屋根の下に住まい、互いに愛し愛されたいという欲求が満たされることによって、子供の健全な情緒的成長が保障される。

住まい方の重要性の際立った例を示すものとして、登校拒否児のいる家族の住生活を調査し、登校拒否という病理の発現のメカニズムに住空間がどのように関わっているかについて考察を行ってきた研究を紹介する。それによると、襖と障子の家屋から個室の家屋への変化、一家に数台のTVによる家族空間の空疎化などが、子供に、家族成員としてないがしろにされているという感情や情緒的な不安をもたらし、その結果、究極の救助信号として登校拒否が生じることがある。このような、家族関係－住まい方－コンプレックス－救助信号－登校拒否という一連の関係は、不健全と推定された住まい方を健全な住まい方に変えることにより、登校拒否の解消をみることによって確認されている。登校拒否は家族関係や住まい方にだけ原因のある問題ではないが、家族に焦点を当てて見れば、このような形で関わっていることが明らかにされている。

以上、本章では、様々な調査・研究の結果から、日本の家族・家庭の現状には、子供の人間形成にとって、また、父親、母親の生涯発達にとっても、憂慮すべきところが少なからず存在することを明らかにした。子供と家族の関係には、大人と大人社会の在り方が反映されている。したがって、家族・家庭において顕在化した問題は、現代の日本人と日本社会の抱えている問題が浮き彫りになった姿であると認識されるべきであろう。

問題の原因としては、第1には、高度経済成長期以来の産業優先・効率至上主義の社会構造の中で、人々の家庭人としての意識が希薄になっており、男性は仕事、女性は家庭という役割意識とあいまって、特に男性には家庭人意識が乏しく、また、意識があっても家事・育児の実践が困難になっていること、第2には、子育てに関しては社会システムが十分には整備されておらず、社会的保障も極めて貧弱であるため、各家庭の経済的負担は極めて大きなものとなっており、また、家事労働面では母親に全ての負担がしわ寄せられ、それが精神的負担にもなっていること、第3には、生活に関わる商品・サービスの社会化が進み、衣食住などの暮らしは便利になっている反面、生産者の論理に振り回されやすくなっていること、などが挙げられる。

このような歪んだ社会構造、意識構造を是正し、健全な魅力ある家族・家庭

を創造するための課題は、以下のように整理できる。

1. 子育てを父親と母親が協力して担うことを可能にするには、社会的理解と支援が必要である。子育ては、社会にとっての次世代を育てることであり、親と社会とが共に負うべきとする意識を、広く社会の共通認識とする必要がある。
2. 上述の認識に立って、家庭の経済的・労力的・精神的負担を軽減し、強力で効果的な社会システムの整備、社会的保障の拡充を図る。
3. そのためには、生活者の視点から家族・家庭の問題の本質を見極め、具体的改善策を構築・実践出来る人材を、社会のあらゆる分野に、特に行政の中に多数配置する必要がある。すなわち、公務員採用試験区分に家政学の区分を加え、家政学専門家を配置することである。

これらを実現することは、少子化に歯止めをかけることにも繋がり、活力ある社会を維持するうえから極めて重要である。

第2章 日本における家族とジェンダー

家族内における男女間の不公平がどちらの性の側にも存在し、結果的に人間としての発達を妨げているという認識から、この章では、家族をジェンダー視点で分析する。

特に女性の側には、家族・家庭生活にまつわる多くの不利益・不平等なジェンダーギャップがある。家政学は、ジェンダー視点からこうした問題の所在を明らかにして解決策をめざす研究を行ってきた。また、国連やINSTRAW（インストロー：女性の向上のための国際訓練研修所）は、家庭内外を問わず、女性の無償労働（アンペイド・ワーク）の測定を戦略化している。

家族におけるジェンダーギャップは、歴史的に形成されたものであり、国や地域により特殊性をもっている。日本においては、その歴史的文化的土壌の上での近代化・産業化のプロセスにより、家族内のジェンダー関係は、他の先進諸国とは異なった形成を見た。その上に生じた最近の家族の変貌は、家族内ジェンダー関係にも特別のあらわれ方をしている。以下にその実態と問題点を明らかにする。

(1) 家族内ジェンダー不平等は統計上どうあらわれているか

家族内ジェンダー不平等は、家庭経済・生活時間・家事労働等、家政学の研究領域・研究対象で客観的に取り上げることが出来る。それらは、家族に関連するジェンダー統計の整備が進むと同時に目に見えるものになってきた。

例えば、従来、世帯主は「主たる生計維持者」と定義されてきた。しかし最近では、一世帯内での家庭経済への男女の貢献は、妻がフルタイムの共働き家計では夫妻の分担率が約6対4、妻がパートタイマーでは8対2となり、総務庁統計局の家計調査における世帯主の定義は、平成5（1993）年以降、「世帯主とは家計費に充てるための収入を得ている人」と改められた。

生活時間調査からは、妻がフルタイムやパートタイムで働いていても、無職であっても、ほとんどの家事労働の負担が妻の側にかかっていることが証明されている。国際比較を行えば、特に日本は女性の負担が大きく、家庭内の生活時間配分のジェンダーギャップを如実に示している。

ジェンダーと家族の実態は、都市勤労者家族のみならず、農家及び自営業においても的確に捉えた研究が進められなければならない。家政学の領域ではこうした問題とも取り組んでいる。今、国際的に問題にされているアンペイド・ワークの測定は、家事労働だけにとどまらず、農業労働・自営労働についても女性の働きを目に見えるものにするのが注目され、そのための方策が検討されている。INSTRAWは、1995年に『支払われない貢献の測定と評価』という小冊子を出したが、1996年には『家事労働の評価とサテライト・アカウン

ト』を出版し、ケーススタディを積み重ねて、女性の見えない労働に光をあてようとしている。

家族労働経営を中心とする農林水産業においても、働く女性が働きに応じた適正な報酬を確保し資産を形成することが、女性の経済的自立のための原点となる。日本では報酬確保のための手順として、税申告において報酬を必要経費として位置づけることがまず出発点として行われているが、家族経営協定の設定など、家族労働経営における女性労働の適正な評価方法の開発も試みられている。女性も経営者の一人であるという認識は徐々に高まってはいるが、雇用されている女性の場合と違ってまだまだ社会的認識も遅れている。

西欧諸国においても農林水産業は家族経営を中心としているが、フランスでは家族共同法人として法人化方式をとり、女性の労働にも平等な評価を与えている。

(2) 近代化・産業化の中での女性と家族

日本の近代化のスタートは明治維新であるといえる。近代化・産業化を目標に掲げた明治政府は、国家の最小単位を「家族」におき、家族をひとつの組織として扱った。その秩序を保つことが国家の秩序安定につながるという発想であった。この近代化、言い換えれば日本の産業化のためにつくられた制度の基本思想は、戦後の民主改革でも刷新されることなく現在の制度の中にもまだ残っている。それが、労使関係にも影響を与えている。

明治初年の社会階層別男女人口比をみると、平民で女子の比率が低い。これは飢饉による間引きの影響と見られ、女性の価値が男性より低く見られたことの証左である。女性は、家族を拡大させ健全な家庭を築く役割をもつものとして位置付けられ、女子教育の目標は、中流家庭の良妻賢母の育成にあった。特別の場合を除いて、この中流家庭が家庭内ジェンダー形成のモデルにされた。

日常生活の中で、ジェンダーが目に見える形で表現されているものの例として服装を挙げることができる。服装の起源を考えると、性の表現という種の保存の本能と結びつく要因が挙げられるが、性をアピールする服装の機能は今日も失われていない。見知らぬ人間を見たとき男女を区別するのは、衣服やアクセサリ、髪形など服装によって表現された社会的文化的な特徴、ジェンダーである。

親は、女の子にはピンクや赤の服を着せ可愛く優しいイメージを、男の子にはブルーや紺の服を着せ逞しく力強いイメージを与えようとする。子供は誕生の瞬間から成長過程のあらゆる機会に、このようなジェンダーを擦り込まれて大人になる。その結果大人の社会では、ズボンやスーツを着ている女性は男性的で積極的で仕事ができる人であり、広がったスカートやドレスを着ている女性は消極的で従順でおとなしいという女性観が一般となる。家族内、家族外を

問わず存在するジェンダーギャップ、性別分業観に、服装が大きな役割を果たしていることは見逃せない問題である。

家族とジェンダーの問題は、男女の労働のありかたと密接に結びついている。日本の女性の労働力率を年齢階層別にみれば、他国にあまり例をみないM字型*を描き、結婚出産育児期の女性の労働力比率が低い、それを仮に主婦化現象と呼ぶとして、その現象には世代別の特徴がある。1945年生まれに当たる世代はM字型が特に強くあらわれており、高度経済成長のために女性が主婦として男性を支えたことがわかる。ちなみにアメリカでは、1960年代には女性はM字型の就業形態をとったが、現在は、男性と同じように台形のカーブになっている。

企業による家族手当は戦前からあり、造船業などの重工業において熟練工を引きとめる目的で設けられたものが、第2次世界大戦を経て戦後さらに強化された。子供と高齢者を対象とした扶養控除に加えて配偶者控除が創設されたのは昭和36（1961）年のことである。明治20（1887）年の所得税創設以来の世帯合算非分離課税制が、昭和25（1950）年のシャープ勧告に基づく税制改革で個人単位を原則とする制度に改正されたが、再び元に戻されたことになる。昭和62（1987）年には、配偶者特別控除が創設され、専業主婦の優遇策が強化された感がある。

税制のジェンダー視点からの分析には、女性学からもメスが入れられており、社会政策・社会保障・社会福祉にもジェンダー分析の目が行き届く中で、個人単位か世帯単位かの論議が行われている。

税制度以外の面においても、ジェンダー・エクイティにとって、今何が必要とされる法制度であるかは、様々な視点から問われてきた。平成8（1996）年2月、法制審議会は「民法の一部を改正する法律案要綱」を決定した。そのうちジェンダーに関わるものは、男女同一の婚姻適齢、女性の再婚禁止期間の短縮、夫婦の氏、離婚後の財産分与の内容及び考慮事情の明確化等である。これらの問題に対し家政学の領域にもジェンダー・エクイティの実質化にむけて重要な研究課題が課されている。

(3) 日本における夫からの暴力

児童虐待など「家族における暴力・虐待」は、欧米では1970年代から急激に社会問題化し、それを防止する取り組みや研究が進められてきた。国際的な人

* M字型：労働力率を年齢階層別に見ると、男性では台形型を示すのに対し、女性ではM字のような型になる。すなわち、子育て期間中の女性が非労働力化する割合が大きいからである。

権問題への取り組みが進展する中で、家族における個人の人権保障が目指されるようになり、最近では早急に解決すべき課題であると認識されるに至っている。1992年7月にハノーヴァで開催された国際家政学会（IFHE）大会においてもその基調報告の一つが、トリニダッド・トバゴのモニカ・バーンズによる「家族における暴力」であった。

1990年代に入ると「女性への暴力」が、文化、貧富、人種の違いを問わず、全世界の女性に共通の問題であるとして、国際的な女性の人権問題の焦点となった。1993年12月には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択され、1995年に北京で開催された国連第4回世界女性会議でも大きな論題となった。

こうした国際的な動向に比べ、日本における「家族における暴力」に対する取り組みは低調である。現在のところ、いわゆる「家庭内暴力」に続き「児童虐待」が大きな社会問題となっているが、児童虐待は子育てに関する問題と理解されがちである。しかし、「子どもの虐待ホットライン」の電話相談員として家政学会の会員が関わっている中で、日本の家族には児童虐待以外にも様々な暴力が潜在化していることが報告されている。それは、夫からの妻への暴力であり、ジェンダーに根ざした暴力の問題である。

「ホットライン」に多くみられる、女性自らが子供に向ける暴力を止めたいというような相談例では、女性は夫からの暴力、夫への不満、恨みなどを、家族の中で自分より弱い者である子供へ、暴力という形で噴出する結果になっていることが多い。あるいは、夫＝父親が子供に暴力をふるっている場合、子供のみならず妻である女性への暴力もあることが多い。日本では、女性に対する暴力に気づいたとしても、被害者である女性の方を責めたり、他人として無関心、不干渉であることが多く、家庭内暴力におけるジェンダーの問題を顕在化していくには現状ではなお困難な状況にある。

社会での男女の在り方と家族内での男女関係とは相互に関連している。「女性への暴力」は、家庭内に限らず、男女の関係が不平等であるところに発生し、そこには男性が女性を支配し性差別を維持するメカニズムが存在することが認識されている。「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」は、女性差別撤廃条約をより実効あるものにするために出された。日本では性別分業観が強く、男女平等に関しては途上国であるといわれているところから、家族内のみでなく家族外での女性への暴力も多いと考えられるが、把握しにくい状況にあり、社会的には潜在化していると考えられる。

(4) ジェンダーと高齢者ケアからみた家族

「介護」という言葉は、昭和38（1963）年の老人福祉法成立以後一般的に用いられるようになったが、明確な定義はない。英語の「ケア」は「介護」より

多義的意味に使われている。ここでは、身辺介助ないし、身の回りの世話といった手段的援助については「介護」を、精神的な援助や文化的な欲求の充足といった表出的な援助をも含む概念としては「ケア」を用いることとする。

諸調査の結果は、高齢者の在宅ケアを担っているのは、圧倒的に女性であることを示している。介護の内容で比較すると、男性が女性を上回るのは「室内移動の介助」、「外出時の付き添い」、「入浴」で、相対的に力を要する仕事と比較的頻度の少ない仕事である。その他のほぼ毎日定期的に行われる仕事は全て圧倒的に女性が担当しており、ジェンダー差が明白である。

また、男性は配偶者に介護される確率が高いが、女性は嫁に介護される確率が高い。高齢女性の場合、嫁介護の減少と娘介護の増加傾向が著しい。息子介護は娘介護に比べるとはるかに比率が低い。

最近では、高齢者と子との同居が減ったこと等により、男女とも配偶者介護が増加している。こうした中で要介護者にたいする憎しみや虐待などが問題になってきている。調査によれば、要介護者に対して、妻のほうが夫よりも憎しみを抱き、愛情がより少ないという結果も出ている。その理由として、女性はケア役割を引き受けることは当然とみなされる上、相対的に体力の劣る妻が大きな負担を抱え、また、女性が外部サービスを利用することには周囲の批判があるが、男性介護者に対してはその逆であることなどが考えられる。

嫁介護は、同居世帯の減少、女性の職場進出、自己犠牲精神の弱まりにつれて減少しているとはいえ、今なお介護の中心的役割を果たしている。嫁介護の場合は、介護する者もされる者も必ずしもそれを望んでいないという調査結果もあり、他に方途がないために、仕方なく嫁が引き受ける結果になっている状況がうかがえる。

どの社会においても、高齢者ケアを引き受けているのは女性である。性別役割分業を正統視する社会構造と、社会規範という通文化的な要因に加えて、我が国では、法制度上は廃止されたイエ意識が、慣習や意識として残存していることが、相続の権利も扶養の義務もない嫁に高齢者ケアの責任を負わせているのである。こうした錯綜した不合理に対し、家族とジェンダーの問題として解決策を見いださなければならない。

以上のことから、日本における家族とジェンダーをめぐる課題として次の点が挙げられよう。

1. 家族に関連するジェンダー統計、すなわち、生活時間、家計収入の主体、消費、貯蓄、財産にいたるジェンダー統計を整備すること。
2. 都市給与世帯だけでなく、農家・自営業を含む女性のアンペイドワークについての評価に関する資料の整備と総合的評価法を開発すること。

3. 男女の性役割分業意識の解消のため、あらゆる場でのジェンダー平等の教育の実施を図ること。
4. 女性への暴力に対する実態把握と防止・救済対策を整備すること。
5. 介護・ケアへの社会的支援を充実すること。

以上は、家政学の重要な研究課題であり、家政学各領域の研究者が今後とも取り組むのは勿論であるが、同時に社会のあらゆる分野における具体的取り組みを期待したい。特に行政には、関係機関に家政専門職を新設・配置して、上述の諸課題への対応を図ることを要望したい。

第3章 家庭科における家族についての教育の現状と課題

第1章、第2章を通して、現在の日本の家族のおかれた状況は、男性にとっても、女性にとっても、人間としての健全な発達を保障するものとして十分な機能を果たし得ない状況にあることを明らかにしてきた。このような歪みを改善するために社会的に取り組むべき課題については、各章でも触れてきたところであるが、それらと並ぶ社会啓発の手段として、日本の場合には家庭科教育の果たす役割に大きなものが期待できる。

この章では、家庭科における家族に関する教育の現状を踏まえて、家庭科教育の充実に向けての課題を整理したい。

(1) 家族の問題と家庭科教育

平成元（1989）年3月告示の学習指導要領により、家庭科は小学校から高等学校までにおいて男女必修の教科となった。これは、日本政府が、国連の女子差別撤廃条約批准の条件として国内法を整備するプロセスで実現したものであり、男女共同参画社会の実現を目指す世界の潮流にもかなったものである。

家庭科が男女必修になったことにより、5教科中心の受験勉強に偏り日常生活経験に乏しい生徒たち、特に初めて家庭科を学んだ男子生徒から、新鮮な驚きと喜びの感想が寄せられている。すなわち、「すべての生活者に必要なことである」、「今までどうして男子が学ばなかったのか不思議なくらいだ」、「男は仕事、女は家庭という固定観念は取り除いてほしい」、「どのような人生を送るかは最大のテーマであり大切である」、「多角的な視点から人生を捉えることができた」、「家族のことをよく考えさせられた」、「日本の福祉制度が諸外国と比べどのような位置にあるか分かった」、「老人介護は身近な問題ではないが理解できた」、「父親の果たす役割の重要性を感じた」、「他教科では学べないことだ」などである。

高齢化、国際化、情報化のますます進展する趨勢の中で、男性・女性を問わず、自律的に生活を営む能力はますます強く求められている。家族・家庭の規模や形態は様々であるが、人は全て、いずれかの家族・家庭に属し、様々な生活活動を通して人として生涯発達を遂げる。しかしこれまでの生活活動の在り方は、家族・家庭の外の社会における産業人、行政人としての活動に重心が偏り、家族・家庭生活の実践と責任の分担は軽視されがちであった。このような偏りを是正し、一人一人が調和ある生活活動について理解を深め、男性・女性を問わず生きる力を育むために、家庭科の学習の重要性を再確認すべきである。

しかしながら、家庭科の男女必修履修は教育の現場にしっかりと根付いているとは言いがたい現状にある。例えば、進学指導に熱心なあまり家庭科の授業

を実施していない学校がある。また、週休2日制が徹底されようとする中で、家庭科の授業時間数の確保が危ぶまれている。家庭科授業の実施の徹底と、実力ある家庭科教員の配置、及びそれを裏付ける予算措置が強く要請される。

(2) 家族についての教育の困難性

家庭科における家族の学習では、個人と家族、ジェンダーと家族、子供と家族、高齢者と家族、家族と社会、などを柱として、個の自立・自己実現と家族内における一人一人の責任、地域社会に対する個人や家族の責任・連携を理解させ、生活力を自分のものとして獲得させることを狙いとしている。

中学校及び高等学校の家庭科教員を対象とした調査結果では、約7割の教員は、現代の子供たちには「家事を分担していない」、「家族員とのコミュニケーション不足」、「家族の意義・役割を認識していない」、「家族に無関心」などの実態があり、それが「家族」教育を困難にしていると回答している。さらに、約3割の教員は、「家族」教育を困難にしている要因として、子供たちが「家族に対し否定的である」、「家族から離れたいと思っている」、「家族を信頼していない」など、子供と家族のより否定的な関係を挙げている。子供たちの家族に対する否定的な意識については、約半数の教員が、子供たちが「家族問題で悩んでいる」、「家族のことを聞かれるのをいやがる」、「家族問題解決に無力感をもっている」と観察していることからもうかがい知ることができる。

家族との関係が希薄で、家族についての意識の乏しい子供たちへの「家族」教育は、出発点から困難な要素を内包しているといえる。しかし、前項に触れたように、家庭科の学習を通して、家族・家庭生活を前向きに捉える生徒たちが増加している事実もある。このことから、家庭科教員には、現状の困難さを乗り越え、「家族」の問題を的確に扱うことのできる、家政学を学んだ教員の配置が緊急に必要である。

以上、調査結果を中心に家族に関する教育について考察を進めてきたが、家族に関する教育を考えるに当たっては、まず、生徒とその家族の実態を十分に把握しておくことが必要である。そのうえで、学校において育成したい能力を明確化した上で、教育課程の組み立てと、適切な指導法の工夫がなされて、有意義な成果を挙げることができる。そのためには現状把握のための多くの実践例の積み重ねが必要である。その意味で、教育の現場に携わる家庭科教員の努力に期待するところは極めて大きいものがある。

家庭科を学習した生徒達の感想からもうかがえるように、子供たちには性別役割分業意識などはまだ固定化されていない。子供たちに旧来の規範意識を擦り込むのは大人であり、大人社会が変わらなければ、子供たちはやがて、産業

優先社会の慣行の中に組み込まれていってしまうであろう。しかし逆に、子供たちの持ち帰る学習成果が家族・家庭に立ち直る智慧を与えることも期待される。そのためには、家庭科の男女必修履修を徹底させること、家政学の視点をもった優秀な家庭科教員を配置すること、並びに、実験・実習を効果的に行うための少人数教育を実現することが強く要請されるところである。

第4章 まとめ

物の豊かさより心の豊かさと謳われてからすでに久しいが、人々は物の豊かさで心の豊かさを補完する生活から抜け出せずにいる。バブル崩壊後、政治も産業も、生活者の視点を力説してはいるが、「生活」の解釈は様々であり、生活の自律のできていない人々ほど、自分の生活の在り方を問い直すことはしていない。男女平等の旗が掲げられて50年余、男女雇用機会均等法が施行され10年余になる今日でも、人々の意識改革はさほど進んでおらず、ジェンダーギャップの実態はほとんど変わっていないといっても過言ではあるまい。

現代の家族・家庭生活に見られる病根は、日本人の意識の底に根強く巣食ってきたイエ意識、男女性差別意識や学歴偏重の風潮、急激な都市化や効率至上主義などによりもたらされた長時間労働、長距離通勤、単身赴任など産業優先社会の慣行が、家族内の人、物、経済、労働などの配分を歪んだものにした結果であろう。

第1章「日本における家族・家庭生活の現状」では日本の家族・家庭生活の現状には、人々の人間形成や生涯発達にとって憂慮すべきところが少なからず存在することを明らかにした。また、その背景にある日本の社会構造、日本人の意識構造の歪みにより、家族や家庭生活は若者の目に魅力の乏しいものとなり、その結果が晩婚化、少子化などの社会現象として端的にあらわれていることを論じた。その上で、健全な家族・家庭を創造するための課題を考察した。

第2章「日本における家族とジェンダー」では、歴史的に形成されてきたジェンダーギャップが、家族生活の様々な側面に根強く見られ、男女を問わず、その健全な生涯発達を妨げている実態を明らかにし、ジェンダー視点に立った平等社会の実現に向けての課題を整理した。

第3章「家族についての教育の現状と課題」においては、家族に関する家庭科教育の成果と現状の困難性を踏まえて、家庭科の男女必修履修の重要性と、家庭科教育をいっそう効果的に推進するために取り組むべき課題について論じた。

本章では、以上の各章において検討した課題を整理し、日本社会が今、緊急になすべき諸事項に関して以下の提言を行う。

(1) 子育て支援の強化

少子化は、活力ある日本社会を維持するうえで極めて深刻な現象であり、緊急に対策を講ずべき問題である。

少子化は、家族・家庭生活の現状が、若者に魅力を感じさせないばかりか、人間としての生涯発達、自己実現を図るうえで、むしろマイナスのイメージを抱かせている結果と考えられる。特に子育てに対する社会的支援は誠に貧弱で

あるから、子育て期の家族は、経済的、労力的、精神的に多くの自己犠牲を強いられているのが実態であり、家族・家庭は、若者の目に、国際化、情報化の波に取り残された孤島のように見えているに違いない。

若者が結婚に踏み切れず、結婚しても子供を持つことに躊躇しがちなこと背景には、上述のような事情が大きな要因となっていると考えられる。若者は結婚したくても、また子供が欲しくても、現状ではそれが容易でないと感じているのであろう。

少子化の原因を、近年、女性の社会参加が急速に進んでいることに帰す向きもあるが、むしろ、家族・家庭に矛盾をしわ寄せしている社会の在り方こそが問題なのであり、活力ある社会を維持するための男女共同参画社会の実現には、女性の社会参加は必要とされているのである。

情報化社会の中で家庭に取り残されたり、あるいは仕事と育児による過労状態の母親、その結果がもたらす母親の育児不安、子供と顔を合わせる時間のない父親、このようなイメージを払拭し、家族・家庭生活を若者に憧れを抱かせ得るものとしなければ、活力ある社会の維持は難しい。

少子化の流れをくい止めるには、子育てを一家庭の責任に任せるのでなく、家族と社会がともに責任を負うという意識を、広く社会一般の意識とすることが重要である。子育てを、社会的活躍で得られる充実感に、並ぶとも劣らぬ充実感あふれるものとしなければならない。そのためには、裏付けとなる社会システムと社会的保障を充実し、現在、各家庭が負っている経済的、労力的、精神的負担を社会が公平に分担する仕組みを整備することが緊急に必要である。

ただし、ここでいう子育て支援は、子供を国や社会の決める基準で育てることを意味するものでないことは言うまでもない。

(2) 家庭科の男女必修履修の充実・徹底

未来の社会を担う子供たちに、新しい家族・家庭像を創出させ、具体的に21世紀の生活を築いていく「生きる力」を育むために、家庭科は、全ての児童・生徒に学ばせるべき教科である。特に本文中にも触れたように「家族」についての認識が十分育成されていない、あるいは「家族」に否定的なイメージを抱いている子供が少なくない現状では、多様な家族の在り方の学習を通して、自分自身、自分と家族、自分と社会の関係などを客観的に見ることのできる力を育む必要がある。

男女必修履修は、制度として実施されたとはいえ、なお不徹底な学校があるのは誠に遺憾と言わざるを得ない。男女を問わず生活者として自立し、生活に関する基礎技術を身につけることは、人間として生きるうえの基本であり、生活という複雑な場におけるそれら技術の生かし方を実践的に学習することは、創造性の涵養にもつながるものである。受験勉強偏重により創造性を失いがち

な子供たちにこそ、家庭科の男女必修履修はいっそう重要な意味をもっている。完全実施に向けて、関係機関のいっそうの努力を要請したい。

また、「家族」に関する学習には、高齢者介護や乳幼児の世話など、実践的に学習する必要がある内容が少なくない。したがって効果的な学習のためには少人数のクラス編成が望ましく、それに見合った教員数の確保も必要である。

家庭科教員には、社会の在り方が家族・家庭生活に及ぼす影響について、生活者の視点から鋭く分析し、子供と家族の健全な発達を保障する家族・家庭の在り方について、広く深い認識をもった人材の登用が肝要である。そのためには、家庭科担当教員として、そのような意識に基づいて家政学の研鑽を積んだ人材を配置することを強く要請する。

(3) 公務員採用試験における家政学職の新設

上記(1)及び(2)に述べた課題を強力に推進し、日本の社会に根強く残る旧弊なイエ意識と、産業優先・効率優先の風潮を払拭するには、日常の暮らしに根差した、掛け声だけでない本物の生活者の視点をもった人材が、社会の中核で発言し活躍する必要がある。そのためには、あらゆる分野にそのような人材の登用が望まれるが、特に公務員採用試験区分に、「家政学」を加え、家政学、生活科学等を修めた人材が活躍できる場を開くことを要請したい。

家政学専門職は、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、労働省、建設省、総理府、科学技術庁、経済企画庁あるいは、地方公共団体の担当部局に配置されることにより、人々の意識の刷新と、物の豊かさの追求を越えた生活の質の向上に資する具体的施策の構築・推進に貢献することが期待できる。

家族の問題を考えると、少子化と並ぶ重要課題として、高齢者と家族の間わりの問題がある。本報告では、高齢者の問題は取り上げなかったが、家政学会では現在精力的にこの問題を研究しており、当研連としては、第17期家研連において検討課題としてこの問題を取り上げられることを強く期待するものである。

家族に関する教育の問題としては、本報告では、家政学が教員養成の一端を担っているという立場から、学校教育における家庭科教育を取り上げたが、広く一般社会人、家庭人の啓蒙には、社会教育が重要な役割を持っている。社会教育の分野においても、家族・家庭の問題や、生活に関わる社会的責任感の啓蒙などに、取り組まれることを強く期待したい。その場合においても、上記の家政学専門職の貢献が期待できる。

家政学関係分野では、家研連において「子どもと家族」と題してシンポジウムを開催した例を挙げるまでもなく、従来から家族や日常生活の問題をテーマ

として、広く社会に向けて公開講座、公開シンポジウムなどを開催してきており、今後とも積極的に社会啓蒙に取り組むことが期待される。

本報告をまとめるに当たり、(財)日本家政学会：「家族」に関する問題検討特別委員会並びに日本家庭科教育学会：「家族」教育研究特別委員会の研究成果、中でも特に、牧野カツコ（お茶の水女子大学助教授）、伊藤セツ（昭和女子大学教授）、中間美砂子（千葉大学教授）の諸氏の草稿に負うところの多大であったことを付記し謝意を表す。

委員会等開催記録

(株)日本家政学会 「家族」に関する問題検討特別委員会

- ・ 1995年7月7日 審議 - 活動計画、委員の役割分担
- ・ 1995年9月18日 ヒアリングと討論
「最近における民法の変化と家族」
利谷信義 お茶の水女子大学教授
- ・ 1995年11月10日 ヒアリングと討論
「家族空間の研究からみた変動する社会における”子供と家族”」
外山知徳 静岡大学教授
- ・ 1995年12月11日 ヒアリングと討論
「変動する社会における子供と家族 - 母親・父親の生活と子供」
牧野カツコ お茶の水女子大学助教授
- ・ 1996年1月26日 ヒアリングと討論
「変動する社会における子供と家族 - 食教育にたずさわる中で家族にこだわって来たのは何故か」
足立巳幸 女子栄養大学教授
- ・ 1996年3月8日 審議 - 1995年度のまとめと次年度の計画
- ・ 1996年4月26日 ヒアリングと討論
「家庭内ジェンダー不平等の測定とジェンダー・エクイティー - 家庭経済、生活時間、家事労働、ジェンダー統計研究の立場」
伊藤セツ 昭和女子大学教授
- ・ 1996年5月24日 ヒアリングと討論
「女性と家族 - 近代化あるいは産業化の視点から」
篠塚英子 お茶の水女子大学教授
- ・ 1996年6月1日 フォーラム開催「変動する家族と社会 - 過去・現在・未来」於：東京家政大学
- ・ 1996年7月12日 ヒアリングと討論
「日本における夫(恋人)からの暴力について」
服部範子 兵庫教育大学助教授
- ・ 1996年9月30日 ヒアリングと討論
「ジェンダーと高齢者ケア」
袖井孝子 お茶の水女子大学教授
- ・ 1996年11月22日 ヒアリングと討論
「農家の家族とジェンダー - 農家のアンペイドワーク」
田部浩子 農水省農産園芸局普及教育課青年農業者対策室課長補佐
- 1997年1月31日 ヒアリングと討論
「被服は人間をつくり、家族をつくり、社会をつくる」
有馬澄子 東横短期大学教授
- ・ 1997年3月3日 審議 - 1996年度のまとめと次年度の計画
- ・ 1997年4月25日 ヒアリングと討論
「未婚化社会の親子関係」
宮本みち子 千葉大学教授

日本家庭科教育学会 「家族」教育研究特別委員会

- ・ 1996年3月26日 審議 - 研究テーマ分担、教材研究協力者10名委嘱
- ・ 1996年6月28日 審議 - 「家族」教育理念について
- ・ 1996年8月21日 審議 - 「家族」領域教材開発について
- ・ 1996年11月16日 審議 - 報告書のまとめかたについて
- ・ 1996年12月13日 審議 - 報告書の執筆要領案について、「家庭科教育セミナー'97」開催計画案について
- ・ 1997年3月26日 「家庭科教育セミナー'97」開催報告書『これからの「家族」教育』刊行

第16期日本学術会議家政学研究連絡委員会

- ・ 1994年10月18日 委員会 審議 - 研究課題並びに研究方針について
- ・ 1994年12月26日 委員会 審議 - 研究分担について
- ・ 1995年3月27日 委員会 審議 - 研究活動中間報告について
- ・ 1995年10月30日 委員会 審議 - 研究活動報告、シンポジウム開催計画について
- ・ 1995年3月29日 委員会 審議 - シンポジウム実施案について
- ・ 1996年5月14日 作業部会 シンポジウム実施案について
- ・ 1996年7月5日 作業部会 シンポジウム実施案について
- ・ 1996年8月13日 作業部会 シンポジウム実施案について
- ・ 1996年9月20日 委員会 審議 - シンポジウム要旨集作成案について
- ・ 1996年12月13日 シンポジウム開催「子どもと家族」(於：日本学術会議講堂)委員会 審議 - 研究のまとめと報告書作成案について
- ・ 1997年3月7日 作業部会 審議 - 報告書編集作業案について
- ・ 1997年3月25日 委員会 審議 - 報告書作成案について
- ・ 1997年4月21日 作業部会 報告書編集作業
- ・ 1997年4月28日 作業部会 報告書編集作業
- ・ 1997年5月12日 作業部会 報告書編集作業